

## 【別添】提出に係る注意事項

### 1 全体における留意事項

- ・4月19日（金）までの提出で4月1日からの変更が認められるのは、「令和6年度障害福祉サービス報酬改定により変更があった加算等」及び「前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等」に係る届出のみとなります。  
それ以外の加算に係る届出は従前のおり、前月15日までに届出を行っていただく必要があります。  
例) ○人員配置区分、就労定着率区分、評価点区分、平均工賃月額区分、夜間支援等体制加算等  
×食事提供体制加算、送迎加算、医療連携体制加算、福祉専門職員配置等加算等
- ・「前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算」以外の加算等を変更する場合や、令和6年5月1日から各種加算等を変更する場合は、別葉で届出を用意してください。
- ・就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援の基本報酬についても、算定単位数に変更が無い場合は提出不要です。
- ・令和6年度報酬改定に伴い、各サービスに減算項目が追加されています。**各事業所において自主点検のうえ、減算が適用になる場合は、必ず届出を行ってください。**
- ・令和6年度報酬改定により、生活介護、共同生活援助等の一部サービスにおいて人員配置区分が変更となっていますが、**配置数に変更がない場合は届け出不要です。**  
(自動動的に従前の配置数により区分が変更されます。  
(例) 生活介護 旧I型(1.7:1) → II型(1.7:1)に変更されます。)
- ・一部様式が変更となっているため、**必ず県ホームページから新しい様式をダウンロードして使用してください。** <令和6年4月3日頃掲出予定です。>  
(掲載アドレス)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/kaigokyufuhi/index.html>
- ・処遇改善加算等については、令和6年3月22日付け障事第2044号で通知した取扱いから変更ありません。

### 2 各種届出様式について

#### (1) 変更届出書【第二号様式(第四条第一項)】

- ・「変更があった事項」は、「14」に○をつけてください。
- ・「変更年月日」は、「令和6年4月1日」としてください。
- ・「変更の内容」は、変更する加算等の名称・区分を記載してください。

## (2) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書【第六号様式】

- ・ 事業所番号、事業所（施設）の名称・所在地は正確に記載してください。  
(法人情報と事業所情報が混在したり、法人内の別事業所の情報が記載されているケースが多発していますので、十分に御確認の上御提出ください。)
- ・ 変更が生じたサービスの「実施事業」欄に○をつけてください。
- ・ 「異動等の区分」は、「1 新規」又は「2 変更」に○をつけてください。
- ・ 「異動年月日」は、「令和6年4月1日」としてください。

## (3) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】

- ・ サービスごとに提出してください（サービスによって様式が異なります）。
- ・ 変更する加算等についてのみ記載し、適用年月日に「令和6年4月1日」と記載してください。

## (4) 各加算等に必要となる別紙等

- ・ 「提出様式及び添付資料（様式内で求める資料も添付）」に記載されている内容を確認し、必要となる別紙等を必ず提出してください。